

第86号議案 長崎市索道施設条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～3
3 指定管理者制度導入による効果の検証	3
4 次期候補者の選定方針について	4
5 指定までのスケジュールについて	4
6 条例新旧対照表	5～6

文化観光部

令和元年6月

1 条例改正案の概要

(1) 目的

長崎ロープウェイは前回更新時、市内に一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館（以下「財団」という。）を除いて、同施設の管理・運営が可能な団体がいなかったことから、財団を指定管理者として非公募で選定している。

一方、平成24年11月に報告された長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書では「次回の指定管理者を募集する際には、安全性を担保しながら利用料金制度を用いる等、事業者の企業努力を最大限引き出せるよう募集内容を工夫し、広く公募による募集を行うべき。」との提言がなされており、また、長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針（以下「指針」という。）の中でも、指定管理者の選定については原則公募としている。

このことから、ロープウェイ事業に参入する可能性がある他団体の存否を確認するため、九州内の索道事業者等へ調査を行ったところ、稲佐山公園（スロープカーを含む）との一体的な管理・運営を前提として、複数の団体の参入意思を確認している。

そこで、稲佐山公園（スロープカーを含む）と合わせて一体管理を行う場合、民間事業者の企画運営ノウハウや柔軟な発想による事業の提案が期待でき、利用者サービスの向上や利用者数の拡大等を図ることができると考えられるため、今回、公募による選定を行うため条例を改正しようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 指定管理者による管理

指定管理者の指定に当たっては、公募の方法により行う。（第2条）

(3) 施行期日 令和2年4月1日

（指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。）

2 施設の概要

(1) 位置図



- (2) 名 称 長崎ロープウェイ
- (3) 所 在 地 【稲佐岳駅】長崎市稲佐町 364 番地
【淵神社駅】長崎市淵町 8 番 1 号 (淵神社内)
- (4) 設置年月日 平成 10 年 4 月 1 日
- (5) 設 置 目 的 観光の振興及び市民の福祉の増進を図るため。
- (6) 主な施設内容

	稲佐岳駅舎	淵神社駅舎
構造	RC 造り + SRC 造り	RC 造り + SRC 造り
延床面積	2,413 m ²	189 m ²

- (7) 運 行 時 間 9 時～22 時
- (8) 運 休 日 不定休(悪天候及びロープウェイ施設整備等により運休する。)

(9)利用料金

個人料金

	片道		往復	
	通常の 料金	前売券の 料金	通常の 料金	前売券の 料金
一般	円 720	円 570	円 1,230	円 980
高等学校又は中学校の生徒	510	410	920	740
小児	410	320	610	490

団体料金

区分	金額 (1人につき)
15人以上100人未満	個人料金の額の100分の80に相当する額
100人以上	個人料金の額の100分の70に相当する額

3 指定管理者制度導入による効果の検証

(1) 利用者数 (H27~H30)

(人)

年度	導入前 (H17年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数	67,472	60,762	195,218	201,584	195,329

※平成27年度は、駅舎改修等により約9か月間運休

(2) 指定管理委託料

(千円)

年度	導入前 (H17年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	124,986	14,024	0	0	0

※修繕に係る委託料を除く

(3) 利用料金収入 (H27~H30) ※各年度決算額

(千円)

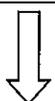
年度	導入前 (H17年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	67,467	61,378	192,629	194,733	198,407

※利用料金制度は平成27年度から導入したため、平成17年度は使用料

4 次期候補者の選定方針について

- (1) 現在の指定管理者 一般財団法人 長崎ロープウェイ・水族館
- (2) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- (3) 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 選定方法 公募
- (5) 利用料金制 導入
- (6) その他 稲佐山公園（スロープカーを含む）及び長崎ロープウェイの2施設を一体的に管理運営することで経営の効率化が図られるとともに、施設間の相互利用により利用者数の増加につながることから、2施設をグループ化して公募する。

5 指定までのスケジュールについて

年月	市議会	内容
令和元年6月	6月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> ・ 条例改正議案審査 ・ 補正予算（指定管理者候補者選定審査会費）議案審査
令和元年8月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div> 
令和元年10月	11月議会	・ 公募締切 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> ・ 審査及び候補団体の決定
令和元年11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> ・ 指定議案審査

6 条例新旧対照表

長崎市索道施設条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市索道施設条例 平成10年3月31日 条例第5号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 市長は、<u>索道施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</u></p> <p>(1) <u>市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>索道施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>索道施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p>	<p>○長崎市索道施設条例 平成10年3月31日 条例第5号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 市長は、<u>索道施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定に当たっては、<u>公募の方法により、これを行うものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) <u>市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>索道施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p>

第3条～第9条 (略)

(市長による管理)

第10条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

第11条 (略)

[中略]

[以下、略]

(3) 索道施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

第3条～第9条 (略)

(市長による管理)

第10条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

附則

第11条 (略)

[中略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

[以下、略]